

回 覧 平成30年11月1日（三股町）代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|--------|----------------------------|--|
| ＜募 集＞ | 1 | ◆「第4回 みまた ☎ 霧島パノラマまらそん」を開催します |
| | 2 | ◆「第4回みまた ☎ 霧島パノラマまらそん」のボランティアスタッフを募集します |
| | 2 | ◆町コミュニティバス「くいまーる」の運転士を募集します |
| ＜お知らせ＞ | 3 | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| | 3 | ◆「長田峡ライトアップ ～ ちいさな秋みつけた ～ 」を開催します |
| | 4 | ◆「ライトアップセミナーin 三股」を開催します |
| | | ◆「第30回 都城市民登山大会」を開催します |
| | 5 | ◆全国瞬時警報システム【Jアラート】の全国一斉情報伝達試験（第3回）を実施します |
| | | ◆「平成30年分給与所得の年末調整等説明会」を開催します |
| | | ◆裁判員制度の名簿記載通知が発送されます |
| 6 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します | |
| 7 | ◆全ての加工食品に原料・原産地の表示が必要になります | |



- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------|-------|-------------------------------------|
| ＜保健と福祉＞ | 7 | ◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します（高齢者） |
| ＜保健と福祉＞ | 9 | ◆平成31年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります（子ども） |
| ＜農林畜産業関連＞ | 10 | ◆屋外で鳥を飼育している人は、高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| ＜相 談＞ | 10 | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |
| | 11 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆「第4回 みまた 霧島パノラママラソン」を開催します

今年1月に第3回目を開催し、好評を博した「みまたん霧島パノラマまらそん」を次のとおり開催します。雄大な自然の中で、霧島連山を眺めながら三股路を駆け抜けてみませんか？これまで同様、子どもも大人も気軽に参加でき、心温まるアットホームな大会を目指します。

また、景品が当たる抽選会や、たくさんの参加賞も用意しています。家族や友人、会社やグループの仲間を誘ってご参加ください。

■期日 = 平成31年1月27日(日) ※雨天決行

■場所 = 町立文化会館前（スタート・ゴール）

■種目 =

種 目		参加料	スタート時間	定 員
ハーフ	一般男子・女子 障がい者男子・女子	4,000円	午前9時10分	1,000人
2 k m	小学生男子・女子 小学生障がい者男子・女子	1,000円	午前9時15分	300人
	ファミリー (小学生以下と保護者)	4,000円 (2人分) ※子どもが複数 参加の場合は、 1人1,000円 追加となります。	午前9時17分	100組
3 k m	一般男子・女子 障がい者男子・女子	3,000円	午前9時25分	300人
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子	1,000円		
5 k m	一般男子・女子 障がい者男子・女子	3,000円	午前9時35分	300人
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子	1,000円		

■ 申込方法 =

- ・インターネットの場合は、次のサイトでお申し込みください
「ランネット」 → <http://runnet.jp/>
「スポーツエントリー」 → <https://www.sportsentry.ne.jp/>

- ・郵便振替で申し込む場合

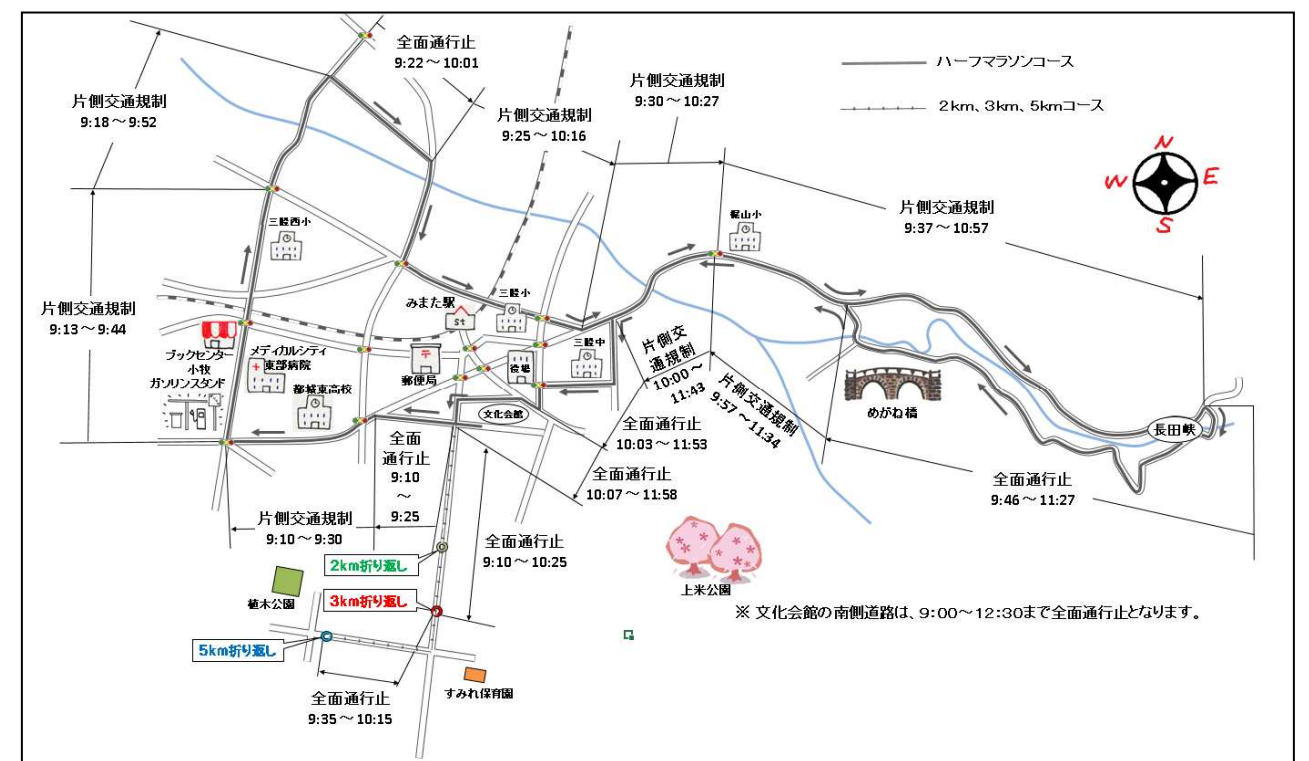
役場受付や教育課に設置してある専用用紙に記入して、郵便局で参加料をお振り込みください。専用用紙以外の振り込みは受け付けできません。

※お申し込み後の参加取り消し、参加料の払い戻しはできません。種目変更は可能ですが、自己都合での変更は差額返金できません。なお、振込手数料は各自での負担となります。

■受付期間 = 11月12日(月) ※期限厳守

当日消印有効（ネット申し込みは決済が完了していること）。
ただし、定員になり次第締め切りますので早めのお申し込み
をお願いします。

■ハーフマラソンのコース = ※規制時間は変更になる場合があります



※大会当日は、町内各所で大規模な交通規制を行います。地域住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会

(教育委員会 教育課 スポーツ振興係内)

☎ : 52-9312、ファクス : 52-9724

メール : sports@town.mimata.miyazaki.lg.jp

をお願いします。

◆「第4回みまた 霧島パノラマまらそん」のボランティアスタッフを募集します

マラソン大会を元気に盛り上げてくれるボランティアスタッフを募集します。
過去3回実施した大会では、町内外からたくさんのボランティアが集まり、心温まるおもてなしが大変喜ばれました。ご協力ありがとうございました。
今大会も多くの参加者が見込まれますので、大会を支えてくれるボランティアが必要です。大会コンセプトに共感し、一緒に大会を盛り上げてくれる人であれば年齢は問いませんので、ご協力をお願いします。応募は、次の申込先までご連絡ください。説明会や当日の詳細などは、改めて連絡します。

＜大会コンセプト＞

今大会を通じて、参加者同士の親睦と融和を図るとともに、友人・親子で走ることができる喜びを共感し、合わせて、健康維持や、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

- 開催日＝平成31年1月27日(日) ※雨天決行
- 集合・解散予定時刻＝(活動場所異なります)
集合…午前6時45分～7時30分、解散…午後1時ごろ
- 場所＝町立文化会館スタート・ゴール地点、本部またはコース上
- 内容＝大会本部運営・ランナー誘導・給水所運営など
- 支給品＝軽食・記念品ほか
- 申込方法＝
＜電話・ファクスで申し込む場合＞
(必須事項) 住所・氏名・電話番号・年齢・性別(任意)メールアドレス
＜メールで申し込む場合＞
件名：まらそんボランティア募集
本文：住所・氏名・電話番号・年齢・性別(任意)を記入して送信してください。
- 募集期間＝11月30日(月)まで

※お申し込み・お問い合わせは、
みまた 霧島パノラマまらそん実行委員会
(教育委員会 教育課 スポーツ振興係内)
☎：52-9312、ファクス：52-9724
メール：sports@town.mimata.miyazaki.lg.jp お願いします。



募 集

◆ 町コミュニティバス「くいまーる」の運転士を募集します

町コミュニティバス「くいまーる」の運転士を、次の内容で募集します。

業 務 内 容	コミュニティバス運転士
募 集 人 員	若干名
応 募 条 件	・年齢65歳まで ・大型免許取得者または大型2種免許取得者 ※過去1年間に免許停止処分を受けていない人 ※大型免許取得者は、採用後に講習を受ける必要があります。
雇 用 期 間	採用の日～平成31年3月31日まで ※勤務態度により更新あり
勤 務 地	町コミュニティバス事務所と三股町内
勤 務 時 間	勤務交代制（午前6時～午後8時30分の間）
賃 金	時給1,066円 ※賞与・交通費支給なし 運転業務以外の時給914円
福 利 厚 生	社会保険、雇用保険、労災保険あり
必 要 書 類	①履歴書 ②運転免許証のコピー ③過去5年分の運転記録証明書（運転免許センターで発行）
申 込 先	総務課 行政係
申 込 締 切	11月15日（木）
選 考 方 法	書類審査・面接を行います



※お問い合わせ・お申し込みは
総務課行政係（2階 ⑥番窓口）
☎：52-1112 ファクス：52-4944 お願いします。
(受付時間＝月曜～金曜の午前9時～午後5時)

◆ 児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は、履歴書を福祉課 児童福祉係まで提出してください。

■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認や見守り、必要に応じては関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、すぐに救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理や事務処理などを行う。

勤務時間	月曜～金曜	午後２時～６時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・夏休み 春休み・冬休み	午前８時～午後６時 (早出・遅出あり、休憩１時間)
休日	週休２日(日曜および交代で１日) 祝日・盆(８月１３～１５日)・１２月２９日～１月３日	
募集人員	数人	
給与	お問い合わせください	
期間	契約日～平成３１年３月３１日まで(契約更新有り)	

■勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件＝

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。



※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(１階 ⑥番窓口)
☎：５２－９０６０ にお願ひします。

お知らせ

◆ 初めての挑戦！「長田峡ライトアップ ～ ちいさな秋みつけた ～」を開催します

魅力ある夜間景観の向上に繋げるための社会実験を県との共催で行います。
場所は、「長田峡公園」です。ライトアップによって、紅葉がどう見えるのか。
初めての試みですので、ぜひ、ご観覧ください。

なお、天候などの条件によっては、点灯を中止する場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

■日 程 ＝ １１月１０日(土)～１２月上旬

■時 間 ＝ 午後５時～午後８時まで

■会 場 ＝ 長田峡公園(三股町大字長田６５８０－１)
※駐車台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせて
お越しください。

■主 催 ＝ 宮崎県、宮崎をひかりで変える委員会

■共 催 ＝ 三股町

※詳細は、三股町の公式サイトでご確認ください。



【夜間景観】とは…

ここでいう「夜間景観」は照明器具を用いたライトアップによって創り出された景観のことです。星空やイルミネーションは含みません。

【宮崎をひかりで変える委員会】とは…

県建築士会所属の建築士や県電気工事業工業組合青年部などで構成する組織です。

※お問い合わせは、都市整備課(２階 ⑧番窓口)

☎：５２－９０６７
にお願ひします。

◆「ライトアップセミナーin 三股」を開催します

「長田峡ライトアップ」に合わせて、J R 博多駅前広場や高級スーパーマーケットの陳列棚など、数々の照明デザインを手掛ける松下美紀さんを講師に招いてセミナーを開催します。

ライトアップは、光の色や当てる角度など、条件によって見え方が変わります。さまざまなシーンに合わせたライトアップの技を専門家に学べる絶好の機会です。ぜひ、ご参加ください。

■日 時 = 11月18日（日）午後2時～4時 ※開場は午後1時30分

■内 容 = ①県内のライトアップ事例発表
②松下美紀さんによるデザイントーク
テーマ「みせる光、てらす光、みちびく光」

【講師紹介】

松下美紀さん：1989年に松下美紀照明設計事務所を設立。日本全国のプロジェクトへ参画し、重要文化財の照明デザイン、国立公園やまちの照明ガイドライン策定、教育施設から商業施設まで幅広い分野の光環境を創出されています。

■場 所 = 町立図書館

■参 加 料 = 無料

■定 員 = 先着40人

■主 催 = 宮崎県、宮崎をひかりで変える委員会

■共 催 = 三股町

※お問い合わせ・お申し込みは、県都市計画課美しい宮崎づくり推進室

☎：0985-24-0041

メール：utukushii@pref.miyazaki.lg.jp

にお願いします。



◆「第30回 都城市民登山大会」を開催します

今年の都城市民登山大会は、霧島連山に登ります。
家族や友人と参加しませんか？

■日 程 = 11月11日（日）※雨天中止

■登山場所 = 霧島連山（御池小学校～夢が丘～高千穂峰を往復します）

■集合場所 = 御池小学校で駐車場を指示します
※受け付けは高千穂峰の「夢が丘登山口」で行います

■集合時間 = 午前6時30分～7時20分

■開 会 式 = 午前7時40分～

※登山開始は午前8時です

※下山予定時間（閉会式）は午後3時30分です

■参 加 費 = 500円（傷害保険料を含む）

※参加者全員に記念品をプレゼントします

■準備するもの =

リュックサック、帽子、雨具、防寒具（セーターなど）、
登山に適した服装・靴、手袋（軍手など）、
弁当、水筒、行動食（飴、ビスケットなど）、
タオル、ちり紙、常備薬



※お問い合わせは、

都城山岳会 野町俊文（都城市吉尾町694-7）

☎：070-6592-0182

都城山岳会 筒井英夫（三股町大字長田2950-1 ※立山工芸）

☎：52-3537、090-3326-3769

にお願いします。

◆ 全国瞬時警報システム【Ｊアラート】の全国一斉情報伝達試験（第３回）を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称：Ｊアラート】の全国一斉情報伝達訓練（第３回）に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政用無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = １１月２１日（水） 午前１１時ごろ

■試験方法 = 防災行政無線（広報塔）を使用します。

■放送内容 = ①コールサイン（１回鳴らします）
②「これは、Ｊアラートのテストです」（３回鳴らします）
③下りチャイム（１回鳴らします）

※全国瞬時警報システム「Ｊアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。中止する場合は、防災行政用無線でお知らせします。



※お問い合わせは、総務課 危機管理係（２階 ⑦番窓口）
☎：５２－１１１０（直通）をお願いします。

◆ 「平成３０年分給与所得の年末調整等説明会」を開催します

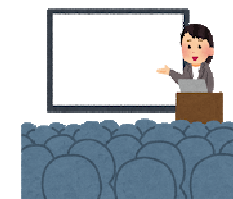
１２月は、給与などに係る源泉所得税の年末調整の月です。
都城税務署では、平成３０年分給与所得の年末調整等説明会を開催します。
また、この説明会に合わせて、消費税軽減税率制度の説明会も開催しますので、ぜひご参加ください。詳しくは国税庁の公式サイト（www.nta.go.jp）をご覧ください。

■対 象 = 事業所の年末調整事務担当者

■日 時 = １１月１６日（金）
午前９時３０分～１１時３０分、午後１時３０分～３時３０分

■場 所 = 都城市総合文化ホール中ホール
（都城市北原町１１０６番地１００）

※お問い合わせは、
都城税務署 ☎：２２－４３７７ をお願いします。



◆ 裁判員制度の名簿記載通知が発送されます

平成３１年度の裁判員候補者に選ばれた人には、１１月中旬ごろに地方裁判所事務局から名簿記載通知をお送りしますので、ご協力よろしくお願いします。

裁判員制度は、平成２１年度から施行され、平成２９年には、５５３６人が裁判員として裁判に参加されています。国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。



※お問い合わせは、
宮崎地方裁判所事務局
☎：０９８５－２３－２２６３ をお願いします。

◆ 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などによる死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受け、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では1981(昭和56)年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めていただくため、「**段階的耐震改修工事**」の補助がありますので、ぜひご活用ください。

補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■対象となる建築物＝

1981(昭和56)年5月31日以前に着工され、すでに完成している木造住宅。

■耐震診断方法＝

(財)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」による耐震診断。

■耐震診断費＝

個人負担額…6,000円

1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助します。
※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施＝

町が、県木造住宅耐震診断士に委託して耐震診断を行います。

■耐震診断の棟数＝ **10棟**

※定数になり次第、締め切ります。

2. 耐震補強設計

■対象建築物＝

町が、耐震診断士に委託して耐震診断を実施した木造住宅のうち、耐震診断の評点が1.0未満(倒壊する可能性がある)の木造住宅。

■補助額＝

耐震補強設計費の3分の2以内で10万円を限度とします。

■耐震補強設計の棟数＝ **4棟**

※定数になり次第、締め切ります。

3. 耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

ア)改修工事

耐震診断の評点が1.0未満(倒壊する可能性がある)のものを、耐震補強設計に基づき「**1.0以上**」(一応倒壊しない)とする改修工事を指します。

イ)段階的耐震改修工事

耐震診断の評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)のものを、耐震補強設計に基づき「0.7以上1.0未満」(倒壊する可能性がある)とする改修工事を指します。

ウ)改築工事

耐震診断の評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)のものを取り壊し、建て替える工事を指します。

■補助額＝

ア)耐震診断の評点が0.7未満の場合は、改修工事費の2分の1以内で75万円を限度とし、評点が0.7以上の場合は、3分の1以内で50万円を限度とします。

イ)段階的耐震改修工事は、第1段階として耐震診断の評点が1.0未満の耐震改修の場合、改修工事費の2分の1以内で45万円を限度とし、第2段階では、評点が1.0以上の耐震改修の場合、改修工事費の3分の1以内で30万円を限度とします。

■耐震改修などの棟数＝ **3棟程度**

※予算に達し次第、締め切ります。

4. 耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震に係る相談や地域での普及活動を行う耐震診断士を派遣します。



※お問い合わせは、
都市整備課 建築係(2階 ⑧番窓口)
☎: 52-9065(直通)をお願いします。

◆ 全ての加工食品に原料・原産地の表示が必要になります

食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品に「原料原産地表示」が義務化されました。

国内で製造または加工した食品には食品表示基準に基づいて「原料原産地」を表示する必要があります。

【基準改正のポイントは次のとおりです】

■対象商品 ＝

国内で製造または加工した全ての加工食品（外食・容器包装に入れずに販売する場合や、作ったその場で販売する場合、または輸入品は対象外）。

■対象原材料 ＝

原則として製品に占める重量割合1位の原材料が義務表示の対象となります。自主的に重量割合2位以降の原材料も、原料原産地表示を行うことができます。

■表示方法 ＝

対象原材料の産地の表示は、国別に重量割合が高いものから順に国名を表示する国別重量順表示が原則です。

対象原材料が中間加工原材料の場合、原則として製造地表示をします。

国別重量順表示が難しい場合には、一定の条件の下で、「または表示」、「大きくり表示」などが認められます。

■経過措置期間 ＝

新しい基準に基づいた表示への切り替えは、経過措置期間が設けられています。事業者は、包材の発注などに混乱が生じないように、計画的に表示の切り替えをする必要があります。（経過措置期間：平成34年3月31日まで）

※お問い合わせは、

《消費者庁》

食品表示企画課（相談の受付）☎：03-3507-8800（代）

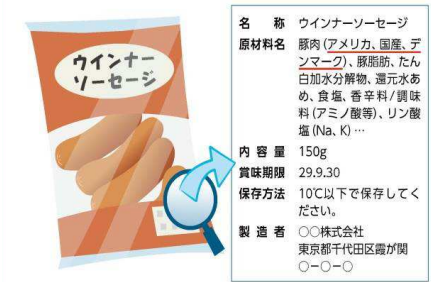
表示対策課（被疑情報の受付）☎：03-3507-8800（代）

《農林水産省》

消費・安全局消費者行政・食育課☎：03-3502-7804

《九州農政局》

表示・規格課☎096-211-9156 にお願ひします。



◆ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します

ワクチンを接種することで、インフルエンザに感染しても重症化を防止することができます。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5カ月とされています。

予防接種は体調の良いときに受けましょう。

項 目	内 容
接種対象者	町内に住所登録があり、次のいずれかに該当する人 ※年齢と住所が確認できるものを持っていきましょう。 ①65歳以上の人（接種日に65歳以上の人）。 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活活動が制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある人。
接種期間	12月31日（月）まで
接種回数	実施期間内に1人1回まで
接種場所	町や都城市の協力医療機関は次ページの表のとおりです。 または、かかりつけの病院でご相談ください。 予約が必要な場合がありますのでご確認ください。
接種料金（個人負担額）	助成は1人1回のみ。個人負担金は1,400円です。 （町が2,800円を負担します） ※診察で、接種できないと診断された場合は負担はありません。

■接種費助成 ＝

接種日当日65歳以上の生活保護世帯は、無料で接種できます。福祉課 社会福祉係で証明書をもらってください。

※医療機関には健康手帳を持っていき、予防接種の記録を残しましょう。

※接種したら、接種済証は必ず保管しておきましょう。



＜お詫びと訂正＞

9月1日号の回覧で「平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種協力実施医療機関の一覧表」に次のとおり誤りがありました。お詫びと訂正をいたします。

「なかむら整形外科クリニック（36-5333／平江町）」は、平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関ではありません。

※お問い合わせは、町健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。

《平成30年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表》 【期間：10月1日(月)から12月31日(月)まで】

※要予約

《※1予約必要(入院中の方のみ)

※2予約必要(かかりつけの方のみ)

※3予約必要(新規患者の方のみ)》

	医 療 機 関 名	電 話	所 在 地
1	一心外科医院	52-7788	三股町樺山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町樺山
3	※ 江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町夢池
5	※ 大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※ たけしたこども医院	51-0005	三股町樺山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町稗田
9	長倉医院	52-2109	三股町樺山
10	畠中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	みしま内科クリニック	51-8100	三股町樺山
12	山下医院	52-1348	三股町樺山
13	あきづき医院	36-0534	上水流町
14	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
15	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
16	有馬医院	23-2610	上長飯町
17	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
18	※ いき形成外科ひふ科クリニック	45-0020	年見町
19	池之上整形外科	23-2311	上川東
20	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
21	宇宿医院	25-9031	栄町
22	鶴木循環器内科医院	26-0008	花繰町
23	海老原内科	64-1211	山田町
24	MKクリニック	51-6777	早鈴町
25	大岐医院	57-2025	山之口町
26	※ おおくぼクリニック	26-1500	千町
27	大橋クリニック	37-0539	庄内町
28	※3 柏村内科	22-2616	上町
29	仮屋医院	36-0521	上水流町
30	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
31	川畑医院	46-3225	年見町
32	北原医院	22-4133	北原町
33	教山内科医院	62-1205	高崎町
34	共立医院	22-0213	蔵原町
35	久保原田中医院	22-7700	久保原町
36	黒松病院	38-1120	金田町

	医 療 機 関 名	電 話	所 在 地
37	※ 児玉小児科	25-5570	花繰町
38	※ 小牧病院	24-1212	立野町
41	坂元医院	22-0360	牟田町
42	佐々木医院	62-1103	高崎町
43	※ 三州病院	22-0230	花繰町
44	しげひらクリニック	27-5555	神之山町
45	志々目医院	57-2004	山之口町
46	庄内医院	37-0522	庄内町
47	※ 城南病院	23-2844	大王町
48	※ 城南クリニック	26-3662	大王町
49	すみクリニック内科・ 循環器科・小児科	36-7701	東町
50	隅 病院	62-1100	高崎町
51	瀬ノ口医院	25-5155	姫城町
52	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
53	園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
54	※ たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
55	※ たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
56	田口循環器科内科クリニック	24-0600	下川東
57	※1 橋病院(入院中の方のみ)	23-7236	中町
58	伊達クリニック	36-7088	牟田町
59	※ 武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
60	※ どいクリニック	22-1825	上東町
61	※ とくとめクリニック	26-1820	上長飯町
62	※ 戸嶋病院	22-1437	郡元
63	※ 都北鮫島クリニック	38-6060	都北町
64	富田医院	23-4586	栄町
65	※ 永田病院	23-2863	五十町
66	※ ながはま整形外科	46-7188	都北町
67	西浦病院	25-1119	広原町
68	※ 西岳診療所	33-1510	高野町
69	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
70	野辺医院	22-0153	上町
71	はしぐち小児科	24-5500	都原町
72	※ 花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
73	※ はまだクリニック	45-2266	祝吉
74	※ 浜田医院	22-1151	牟田町

	医 療 機 関 名	電 話	所 在 地
76	早水公園クリニック	36-6117	早水町
77	※ 速見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町
78	原田医院	26-3330	郡元町
79	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
80	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
81	藤元上町病院	23-4000	上町
82	※ 藤元総合病院	25-1313	早鈴町
83	※ 藤元病院	25-1315	早鈴町
84	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
85	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926	東町
86	※ 松山医院	24-1046	上川東
87	政所医院	58-2171	高城町
88	※ マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
89	※ 丸田病院	23-7060	八幡町
90	三嶋内科	24-7171	鷹尾
91	※ 都城新生病院	22-0280	志比田町
92	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
93	※ 宮永病院	22-2015	松元町
94	宗正病院	22-4380	八幡町
95	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
96	※ メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
97	※ もちお姥原医院	21-5355	養原町
98	※ もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
99	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
100	柳田クリニック	22-4862	東町
101	柳田病院	22-4850	東町
102	※ やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
103	※ 山内小児科医院	22-0048	上町
104	山路医院	64-3133	山田町
105	ゆうクリニック	46-6100	広原町
106	※2 横山病院(かかりつけ患者のみ)	22-2806	都島
107	※ よしかわクリニック	23-9384	前田町
108	※ 吉松病院	25-1500	蔵原町
109	吉見病院	58-2335	高城町
110	吉見クリニック	58-5633	高城町
111	※ ライフクリニック	39-2525	安久町

◆ 平成31年4月からの保育園などの
入園受け付けが始まります

来年4月からの入園受け付けが始まります。
入園希望者は、新規・継続にかかわらず、各園へ早めにお問い合わせください。また、退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。申し込みは、次の要領で行ってください。

■ 申込書などの配布日・場所 ＝

配布日：11月21日（水）から配布します。
配布場所：入園希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いします。

■ 受付期間・提出先＝

受付期間：11月21日（水）～12月20日（木）
提出先：第1希望の園・継続利用する園
※受付期間以降も受け付けますが、期間内に申し込みした人を優先します。
※「1号認定」の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。
※「1号」と「2号」の併願の場合は、「2号認定」での受け付けとなります。
※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。
※「2号」と「3号認定」は、町外の保育園・認定子ども園への入園には制限があります。
※年度途中で他の保育園・認定こども園への転園は認められません。

■ 認定区分＝

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園

■ 提出書類＝

【新規入園者】

- 支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1部）
- 就労証明書（「2号」・「3号認定」を申請する人）
- ※マイナンバーの提示が必要です（下の「マイナンバーの提示」を参照）。

【継続利用者】

- 現況届（児童1人につき1部）
- 就労証明書（「2号」・「3号認定」を申請する人）

追加書類が必要な世帯

- ① ひとり親世帯のうち児童扶養手当を受給しておらず、母子および父子家庭医療費受給資格者証を持っていない人（新規・継続利用者全員）
⇒戸籍謄本
 - ② 就労証明書に添付書類が必要な世帯（新規・継続利用者全員）
⇒世帯の状況で必要な各種添付書類（手帳、診断書、証書などの写し）
- ※必要書類の提出がない場合は、入園できませんのでご注意ください。

■ マイナンバーの提示（新規入園者のみ）＝

入園申込書に世帯全員（同居家族含む）のマイナンバーの記入が必要です。
また、申込書提出時には、本人確認のため、世帯全員の個人番号カード、または通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■ 面接＝

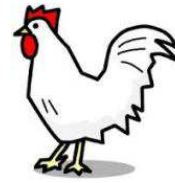
日程などは、11月15日号回覧と町の公式サイト、または園からお知らせします。



※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52－9060（直通）をお願いします。

農林畜産業関連

◆ 屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

依然として、ウイルスが侵入する恐れがありますので、渡り鳥の本格的な飛来シーズンに病気の発生を防止するために、次のことに気を付けて鳥を飼いましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう。

◎飼育小屋やその周辺を清潔に保ちましょう。

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう。



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる[放置する]と、法律により罰せられる場合があります）
- 鳥に異常（続けて死亡した、首が曲がってきたなど）があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などを飼育している人は、畜産振興課係までお知らせください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口） ☎：52-9088（直通）

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

相 談

◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。

次のような内容でお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

■相談内容＝

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日＝ 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

■時 間＝ 午前9時～正午、午後1時～4時



※お問い合わせは、

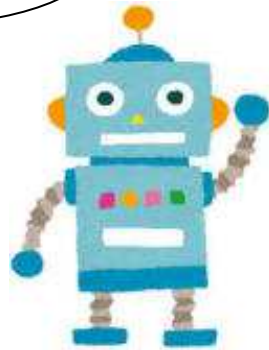
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999 をお願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	11月17日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。
また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。